

# 令和4年度地域医療介護総合確保基金（介護分）主な改正内容

## 【管理運営要領（局長通知）関連】

### （1）介護施設の整備分（別記1-1、別記1-2）

#### 1. 介護付きホームの対象地域の追加

施設整備費及び定期借地権設定のための一時金支援は、介護需要の増加が顕著である北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県に限定して実施しているが、令和4年度からは、指定都市が所在する5県（宮城県、新潟県、岡山県、広島県、熊本県）、首都圏（栃木県、群馬県、山梨県）及び近畿圏（福井県、滋賀県、奈良県、和歌山県）の7県を対象に追加する。

#### 2. 災害レッドゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備事業の創設

災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型施設の移転改築にかかる整備費の支援メニューを創設する。

##### ※災害レッドゾーン

都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。具体的には、災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、浸水被害防止区域、急傾斜地崩壊危険区域となる。

##### ※対象施設

- a 広域型（定員30人以上）の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
- b 広域型（定員30人以上）の介護老人保健施設
- c 広域型（定員30人以上）の介護医療院
- d 広域型（定員30人以上）の養護老人ホーム
- e 広域型（定員30人以上）のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。なお、移転に伴い、軽費老人ホームA型・B型・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの）から施設類型をケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）に変更する場合も対象とする。）
- f 広域型（定員30人以上）の介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。ただし、北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、山梨県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、福岡県、熊本県における整備に限る。）

##### ※補助単価

特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～4,480千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数 ※移転後床数。ただし、 増員分は対象外。
介護老人保健施設	25,000～56,000千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数
介護医療院	25,000～56,000千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数
養護老人ホーム	2,380千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数 ※移転後床数。ただし、 増員分は対象外。

ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,480千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数 ※移転後床数。ただし、 増員分は対象外。
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,480千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数 ※移転後床数。ただし、 増員分は対象外。

※定員29人以下の介護施設については、従前より整備費の対象であることから、引き続き、移転建替等も補助対象とする。

#### 4. その他の修正

- ・都道府県にて事業の選定を行う際に優先的に盛り込むこととする事項のうち、「地震すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備を行うもの。」について、災害レッドゾーンに所在する場合についても同様であることを明確化させる。
- ・災害レッドゾーンにおける施設等の移転改築整備等の取扱いの記載について、時点修正を行う。

#### （2）介護従事者の確保分（別記2）

1. 既存事業である「地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業」の名称を「地域における介護のしごと魅力発信事業」に変更。
2. 令和4年度から新たに創設する以下の事業を追加し、番号ずれを措置。
  - ・介護助手等普及推進事業
  - ・共生型サービスの普及促進に関する事業
  - ・地域における認知症施策の底上げ・充実のための重点支援事業
3. 「新型コロナウイルス流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」の名称に「感染症」を追記して「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」に修正するとともに、一部事業内容の見直し（感染防止対策支援事業の廃止）に伴う記述の削除。